

避難所におけるペットの受入れに関するガイドライン

施行 平成30年3月22日

避難所におけるペットの飼育に関する運用については、本ガイドラインを参考にしてください。

I 受入れ可能なペット等

- 1 ペットとは、飼い主が生活していく上で密接な関係を持っている動物であり、避難所の運営者は、同行避難を想定し、人の避難に支障のない範囲で受入れることとする。
- 2 避難所の運営者は、次の動物について受入れを断ることができる。
 - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号。以下、「法」という。）第10条第1項に定める第一種動物取扱業に登録されている業者が飼養又は保管している動物。
 - (2) 法第26条第1項で定められている特定動物。
 - (3) その他、人に対して生命、身体又は財産に対する侵害が疑われる等、受け入れが困難と認められた動物。
- 3 避難所の運営者が、明らかに負傷しているペットを見かけた際は、獣医師の診断を受け、必要な措置を講じるように助言すること。
- 4 避難所の運営者が、市町村に未登録又は狂犬病予防注射未実施の犬を探知した場合は、市町村への登録及び注射の実施について指導すること。

II 避難所の受入れ等

- 1 避難所の運営者は、飼い主に対してペットの放し飼い、無駄吠え、噛み付き及びペットに付着したノミ・ダニの持ち込みなどの行為を慎むよう指導すること。
- 2 避難所の運営者は、避難所にペットを受け入れる際には、他の飼い主と明確に区別できるよう個体識別を行うとともに、感染症等の観点から、できるだけ人とペットの収容場所を区分するよう努めること。
- 3 避難所の運営者は、飼い主に対して、避難所外で動物の受入れを行っている動物愛護団体等にペットを預けた場合の情報共有を行うこと。

III 避難所における遵守事項

- 1 飼い主は、ペットの健康状態等における責任を負うこと。
- 2 避難所の運営者は、ペットの飼育者に対して運営者の指示に従うよう指導すること。
- 3 ペットの飼い主は、感染症や排せつ物等公衆衛生上危害を及ぼすような飼育をしないよう心がけるとともに、避難所の運営者も、衛生管理について飼い主に対して指導すること。
- 4 避難所の運営者は、犬猫について、雌雄を分けて収容する等、施設内におけるむやみな繁殖を制限できるようにすること。
- 5 その他、避難所の運営者は、飼い主との情報共有を図ること。

IV 例外事項

身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）により身体障害者補助犬と認められた犬については、本ガイドラインの例外とする。

<参考>

環境省HP・ペットの災害対策

URL http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html